

◆第4期草津市障害福祉計画（平成27年度～29年度）	
（成果目標）	（活動指標）
施設入所者の地域生活への移行 ○地域生活移行者の増加 ○施設入所者の削減	○生活介護の利用者数、利用日数 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○短期入所の利用者数、利用日数 ○共同生活援助の利用者数 ○地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数 ○施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減
入院中の精神障害者の地域生活への移行（※） ○入院後3か月時点の退院率の上昇 ○入院後1年時点の退院率の上昇 ○在院期間1年以上の長期在院者数の減少	○自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数 ○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○短期入所の利用者数、利用日数 ○共同生活援助の利用者数 ○地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
地域生活支援体制の強化 ○地域生活支援拠点の整備	
独 ○孤立化防止の推進	
福祉施設から一般就労への移行等 ○福祉施設からの一般就労移行者の増加 ○就労移行支援事業の利用者の増加 ○就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の増加	○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労移行支援事業等から一般就労への移行者数（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型） ○障害者就業・生活支援センター（りらく）の支援による就職者数

（※）県が定める成果目標

◆国の基本指針に規定される基本理念・策定方針（平成30年度～32年度）	
<基本指針の理念> 【障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法】 自立と共生の社会を実現 障害者が地域で暮らせる社会	<基本的理念> ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ④地域共生社会の実現に向けた取組 ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援
<計画の作成に関する事項> 【障害福祉計画】 ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み ・各年度における市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み ・障害福祉サービス等の見込量の確保方策 ・医療機関等の関係機関との連携	【障害児福祉計画】 ・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み ・指定通所支援又は指定障害児相談支援の見込量の確保方策 ・医療機関、教育機関等の関係機関との連携
【共通】 ・計画は障害者等（障害児）の数、その障害の状況を勘案すること ・計画を作成する場合、障害者等（障害児）の心身の状況を把握した上で作成すること ・他の計画と調和が保たれること	

◆国の基本指針に示された新たな項目（平成30年度～32年度）	
（成果目標）	（活動指標）
施設入所者の地域生活への移行 【地域生活移行者の増加】 平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行する。 【施設入所者の削減】 平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する。	新 訪問系サービス（居宅介護等）の利用者数、利用時間数 ○生活介護の利用者数、利用日数 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数 新 自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数 ○地域移行支援の利用者数 ○地域定着支援の利用者数 ○施設入所支援の利用者数
変 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
新 【障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置状況】 全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。	新 訪問系サービス（居宅介護等）の利用者数、利用時間数 新 生活介護の利用者数、利用日数 ○自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数 ○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数 新 自立生活援助の利用者数 新 共同生活援助の利用者数 新 計画相談支援の利用者数 ○地域移行支援の利用者数 ○地域定着支援の利用者数
新 【市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況】 全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。	
【精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）】 平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。	
【精神病床における早期退院率】 ・入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。 ・入院後6か月時点の退院率を84%以上とする。 ・入院後1年時点の退院率を90%以上とする。	
障害者の地域生活の支援 【地域生活支援拠点の整備】 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する。	
福祉施設から一般就労への移行等 【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】 平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする。 【就労移行支援事業の利用者の増加】 平成28年度末における利用者数を2割以上増加させる。 【就労移行支援事業所の就労移行率の増加】 就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。	○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）から一般就労への移行者数 新 就労定着支援の利用者数
新 【職場定着率の増加】 就労定着支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。	
新 障害児支援の提供体制の整備等	
新 【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】 ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する（圏域での設置も可）。 ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。	新 児童発達支援の利用児童数、利用日数 新 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数 新 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数 新 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 新 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数 新 障害児相談支援の利用児童数 新 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
新 【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】 各市町村に少なくとも1か所以上確保する（圏域での確保も可）。	
新 【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】 平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける（市町村は圏域での設置も可）。	

第4期草津市障害福祉計画の成果目標と活動指標の体系を基本として、国の第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の基本指針に規定されている基本理念や新たな項目等を勘案し、内容を整理する。